

〔資料紹介〕

春日大社蔵『舞楽手記』翻刻 付解題

一 はじめに

奈良県、春日大社では、隣接する興福寺とともに、古くから神事・仏事に際して音楽が行われており、同社には平安・鎌倉期以来の楽器、装束のほか、文献資料も所蔵する。その中に、国の重要文化財にも指定される、鎌倉時代の楽書七卷（所謂「春日楽書」⁽¹⁾）があるが、ここに翻刻する『舞楽手記』もそのうちの一巻である。この七巻の楽書は『大日本史料』にも引かれ、夙に史料性の高さがいわれてきたが、これまでまとまった研究がなく、かつは全文の翻刻もなかったから、その点が課題であった。そこで、この七巻の調査、翻刻に共同で着手し、これまで、うち三巻を『雅楽資料集』誌上に発表してきた。⁽³⁾ この翻刻もその一環である。なお、『舞楽手記』については、諸本の研究を別稿に述べた。⁽⁴⁾ また、編者・成立等にかかる考証も、追って発表する予定である。ここでは、翻刻に合わせ、概

略を記して解題に代える。

二 解題

『舞楽手記』一巻は、舞楽「羅陵王」の舞譜である。原本は奈良県春日大社に蔵し、同本は同社に所蔵する所謂「春日楽書」七巻のうちの一巻で、それらは旧国宝、現在は国の重要文化財に指定されている。豊氏^{ぶん}本家、内閣文庫ほかにもこれと同内容の写本が伝わる（詳細は後述）が、春日社蔵本の跋文末尾の花押が真筆と見られ、こちらが原本と認められる。跋文によると、本書は、興福寺所属の楽人^{がくにん}狛近真^{ちかざね}と同寺の僧侶順良^{じゆんりやう}房^{ぼう}聖宣^{せいせん}とが、近真の三男真葛^{まねかつ}（童名春福丸）⁽⁷⁾のために、狛氏相伝の「羅陵王」（通称は「陵王」）の舞譜を記したもので、春日本は近真と聖宣の自筆本である。

なお、書名の「舞楽手記」は、原本春日日本の、改装された表

岸川佳恵
神田邦彦

紙の外題によるもので、それが同本の明治二十九年の修補奥書⁽⁸⁾の筆跡と同筆と見られるから、そのときに付けられたものと覚しい。「陵王」の舞譜としてはすぐわかない書名であるが、『大日本史料』はもとより、後述の先行研究においても「舞楽手記」が用いられ、それが通行している。

筆者

故平出久雄は、本書は狛近真が撰し、跋文中の「予」がそれを写して加筆したものと⁽⁹⁾し、中原香苗氏は、狛近真編纂の舞譜『陵王荒序』(宮内庁書陵部蔵伏見宮家旧蔵に写本が伝存)⁽¹⁰⁾をもとに、聖宣が編纂したものと⁽¹¹⁾する(なお、中原氏に平出説に対する言及、反論はない)⁽¹¹⁾が、どうか。

後掲表「『舞楽手記』内容細目」に記すように、原本春日本は寄合書きで、前半の筆跡をAとすると、後半と跋文のそれがBとなるが、跋文①を読むに、文中の「予」「愚僧」「聖宣」が同一人物であると解され、筆者Bは聖宣と知られる。⁽¹²⁾また跋文に、「於本譜者成春福分畢(本譜に於いては春福の分に成し畢んぬ)」と見えるから、本書が近真の三男春福丸(真葛)のために写した写本で、「写本者故判官自筆也。少分ハ予書之(写本は故判官自筆なり。少分は予之を書く)」とあるから、本書は「判官」と「予」とによって写されたものと知られる。「判官」は、同じ跋文中に「判官近真」とあるから近真と知られ、

「予」は跋文の筆者であるから聖宣である。したがって、前半の筆者Aが近真、後半の筆者Bが聖宣と理解され、春日本が近真・聖宣の寄合書きで、すなわち両筆者の自筆本にして、春福丸(真葛)の手に渡った原本であると考察される。因みに、跋文によれば、春福丸のために書いたものと解されるが、「春福分(春福の分)」と⁽¹³⁾いつているから、別に宛てた「分」もあるものと察せられる。後述の成立事情を勘案すると、もう一通は二男光葛宛だろうか。⁽¹³⁾

平出説は、跋文中の「予」を特定できておらず、「写本者故判官自筆也。少分ハ予書之」(前出)を近真の自筆譜を写し、それに「予」が加筆したものと解釈しているようだが、あたらない。中原説は跋文に誤写・欠字のある内閣文庫本に拠ったためか、前掲の「於本譜者成春福分畢」部分を「於本一之、成春福丸分了」と読んで、本書が春福丸のために写されたもので、近真と聖宣が書いたものであるとは理解されなかつた。⁽¹⁴⁾加えて、氏は春日本を調査されておらず、同本の花押が真筆であること、それにより同本が原本と見られることに言及がなかつた。⁽¹⁵⁾

では、『手記』が『陵王荒序』をもとに編纂されたとする点については、どうか。中原氏は『陵王荒序』と『手記』を比較して、同文性の高さから斯く結論しておられるが、もとより『陵王荒序』は狛近真が陵王相伝の勅許を得て、建暦二年(一

二二二) 八月に編纂した舞譜であるから、息子に宛てた『手記』は当然同書をもとに書かれたと見るべきであろう。

成立

成立年次についてはこれまでに研究がないが、本文中の舞譜は、近真と聖宣の自筆と見られるから、近真没の仁治三年(一二四二)正月二十五日以前⁽¹⁸⁾の成立となる。また、跋文は、聖宣の手になるものであるが、文中に仁治三年正月二十五日の近真死亡の事が見えるから、跋文は近真没後に書き加えられたものと理解され、また近真三男真葛を「春福丸」と童名で呼ぶから、跋文は近真没の仁治三年正月二十五日以降、春福丸が真葛と改名する寛元二年(一二四四)四月五日以前の執筆となり、本書の最終的な成立もその期間に求められる。

内容

原本春日本は、一軸の卷子本で、破損・虫損や、料紙の断ち落としも散見され、原態を留めていない。そこで、室町期書写本の系統と見られる豊家蔵本や、江戸前期写しの内閣文庫本によつて、その阙を補うことになる(以上、「諸本」項に後述)が、それらもお卷首を欠いている。そこで、狛近真編纂の『陵王荒序』舞譜(前出)を参照すると、本譜冒頭は「乱序」の「第五段大膝巻」の「第二段」から始まっていることがわか

る。以下内容は次表のとおり。なお、春日本に見える料紙の断ち落とし跡は波線で示し、当該箇所を注記した。

表 『舞楽手記』内容細目

紙表	紙背
<p>【豊家・内閣文庫本により補う】 (乱序) 第五段大膝巻か) 第二段 第三段 第六段号少膝巻 初段</p> <p>【第一紙】 第二段 第三段名終手之</p> <p>囀 第一段 第二段 囀序</p> <p>【第三紙】</p> <p>【豊家・内閣文庫本により補う】 第一段</p> <p>第二段 【第四紙】</p> <p>入破第二帖 同半帖 入破第二切異説 二帖頭 半帖頭 (入様か) 入綾手</p>	<p>「返崎蛤手」 「一説北阿刀胡兒…」 「口伝云崎取手者…」 「一説 東向天合掌シテ…」 「囀三度舞様」</p> <p>筆者A</p> <p>「入破半帖舞例」 筆者B 八帖 一帖 「荒序」 八方八返やう 八帖 異筆</p>

<p>勅録手 破第二切半帖異説【第一四紙】</p> <p>【豊家・内閣文庫本により補う】</p> <p>跋文① 跋文②</p>	<p>跋文③（花押） 【第一五紙】 （荒序記録）</p> <p>(1) 保安三年三月卅日 (2) 天治元年正月廿九日 (3) 同二年正月十八日 (4) 大治二年正月廿日 (5) 長承元年八月廿二日 (6) 同二年三月六日 (7) 同二年三月七日 (8) 同二年三月廿六日 (9) 同三年二月廿日 (10) 同三年後十二月十四日 (11) 保延二年正月廿三日 (12) 同二年二月九日</p>
<p>二帖 【荒序（四八説か）】</p>	<p>②建保四年六月廿七日 ①建曆二年四月八日 【故判官近真荒序舞事】 筆者B</p> <p>（修補奥書） 「明治三十年十二月修補之 ／官幣大社春日神社」</p>

これを、『陵王荒序』と比較すると、同書には「乱序」の「第五段」以前に「第一段」～「第四段」があるが、本書には見えない。また、同書には「噴序」と「入破第二帖」との間に、「荒序」（八帖）と「入破」の「第一帖」とがあるが、本書には見当たらない。前出平出久雄は本書（紙表）を「荒序舞譜」とし、福島和夫氏は、「羅陵王荒序舞譜」としておられる²⁰が、「荒序」はないから、「羅陵王舞譜」とすべきであろう。『手記』に見えない記事のうち、「荒序」については、「陵

王」の構成から推して、右の表の「噴序」と「入破第二帖」との間、すなわち第四紙と第五紙の間に入るはずであるが、原本春日本の当該箇所²¹の継ぎ目を検するに、第五紙前半は筆者Bによって断ち落とされていることがわかる²²。したがって、「荒序」は、もと本書にあったが、意図的に削られたものと推察される。「荒序」が削られた理由については、次項でも述べるが、跋文③に「荒序」は伝授できないとの旨が記されているから、そうした理由で削られたものと解される。中原氏は、本書に「荒序」が見えないのは「不明といわざるを得ない」と述べておられるが、氏はもとより原本春日本を調査されておらず、料紙の断ち落としにも言及がなかった²³。

では、「乱序」の「第五段」以前と、「入破」の「第一帖」が見えないについては、どうか。こちらは中原氏が指摘されているが、跋文①に、「乱序之中大膝卷以前者、不書之。人皆知及之故也。入破初帖又以不書之。（乱序のうち、大膝卷以前は之を書かず。人皆知り及ぶの故なり。入破の初帖、また以つて之を書かず）」とあるので、「乱序」の「第五段」以前は周知していることを理由に書かなかったと知られ、また「入破」の「第一帖」についても敢えて書かなかったことがわかる。

また、跋文③のあとの記す荒序の記録は、『陵王荒序』の「荒序」の部分の紙背に記されているものと同内容であるが、中原氏はそれが『舞楽手記』に載せられた理由は明確でな

い。ただ、「羅陵王舞譜」（※『陵王荒序』を指す）裏書にも数種の演奏記録が収載されるように、「荒序」の記録をのせることは、先例を知る上でも重要なことであつたと思われる⁽²⁵⁾と述べて、記載された理由は明らかでないが、先例を知るのに必要であつたとしておられる。それはそうであろうが、「荒序」の譜が伝授できないという理由から削られたのなら、その紙背に記されていた荒序の記録も当然一緒に削られることになる。そこで、「荒序」の記録は、「荒序」の譜部分を断ち落としたのち、巻末に摘記したのではなからうか。

他方、紙背には、本文と同じ近真と聖宣の筆になる記事と、異筆の記事とがあるが、前者は本文の内容に対応しており、前出『陵王荒序』の紙背にある裏書とも同内容であるから、⁽²⁶⁾こちらは裏書と認められる。後者は、本文には見えない「荒序」の舞譜であるが、こちらは本文（紙表）の筆者A・Bとは別筆で、本文の「荒序」が伝授できないという理由から、筆者によって削られていることなどを勘案すると、こちらの「荒序」譜は後人が書き加えたものかと推察される。後人とは、この書を受け取った人物、すなわち真葛（春福丸）の可能性があるだろうか。

成立事情

既述のように、本書の内容や筆者については、跋文によって

知られるところが大きいが、本書成立の事情についても跋文に記されている。詳細な考証は追って発表する予定であるが、いま概略を記すと、近真は承元三年（一一〇九）十二月二十日に、伯光則の子孫光行から「荒序」のほか、「乱序嘖序轉大膝卷小膝卷等之説」を「不残一手習」ったという（跋文⁽²⁾）。また翌四年、近真は、藤原定輔に奏聞して、「陵王」の「荒序」は「当家重代之秘曲」であるが、伯光近の嫡男光真は「荒序」を習わず、断絶の危機にあつたため、近真が光行に習い、これを継いだ。については伯光近からも習いたいの由を奏上。建暦二年（一一二二）四月八日、ついに定輔は勅許を与え、近真は光則流と光近流と二流ある「荒序」⁽²⁷⁾のすべてを相伝することになった（以上跋文⁽²⁾）。が、その後は、近真自身がなかなか後継者を指名しなかつたという。因みに、天福元年（一一三三）の近真の著『教訓抄』序には、「一両ノ息男アリトイヘドモ、道ニスカズシテ徒ニアカシクラス事、宝山ニイリテ、手ラムナシクシテイデナムトス。甚愁嘆無極者ナリ⁽²⁸⁾」と見え、息男あつたが、いずれも樂の道に「好かず」というから、後継者指名を固辞したのは、そのためもあつたかと察せられる。続いて跋文⁽³⁾には、仁治三年（一一四二）正月十五日頃より、近真の病状が悪化したため、聖宣の説得で、二男光葛、三男真葛に「陵王」の最秘事である「荒序」を「伝授」したとある。だが、近真は五日後の二十五日には亡くなり、没後は聖宣が代わって二

人の息子に「荒序」を教授した、ともある（跋文③）から、近真からの「伝授」は完遂しなかったものと見られ、それゆえ、聖宣が代わったものと解される⁽²⁹⁾。しかしながら、跋文③の末尾は次のようにいう。

荒序以下秘曲云、大鼓鞆鼓之説云、当家甚深之故実、心之所及、雖欲授渡、光葛者、不入心而、期明日。春福者、少年而、無其弁。愁嘆如何。願蒙三宝大明神御冥助、延十年之寿命、必欲繼舞樂之秘事。若所願無僻事者、柱可蒙神感矣
（聖宣花押）

（書き下し）荒序以下の秘曲と云い、大鼓・鞆鼓の説と云い、当家甚深の故実、心の及ぶところは、授け渡さんといえども、光葛は心に入らずして、明日に期す。春福は、少年にして其の弁無し。愁嘆、如何。願わくば、三宝大明神の御冥助を蒙り、十年の寿命を延ばし、必ず舞樂の秘事を継がさんとす。若し願うところ僻事無くば枉げて神感を蒙るべし。

これによれば、「荒序以下の秘曲」や「大鼓・鞆鼓の説」など「当家甚深の故実」は、「心の及ぶところは、授け渡さんといえども、光葛は心に入らずして、明日に期す。春福は、少年にして其の弁無し（気持ちには伝授してやりたいとは思いますが、光葛は気持ちが入っておらず、将来に期すことにする。春福丸は少年であるから、いうまでもない）」とあるから、結局まだ伝

授できないという意に理解される。つまり、本書は三男真葛のために近真と聖宣とが写した「陵王」の舞譜であったが、「荒序」ほかの秘曲について、譜を伝授するには至らなかった。本書から荒序が削られたのはそのためかと解されるが、跋文①には「聖宣死亡之後者、可遣春福之許（聖宣死亡の後には、春福の許へ遣はすべし）」とあって、聖宣の没後はこの譜を春福丸（真葛）に「遣わす」ようにとも書いているから、真葛には「荒序」を除く「陵王」の舞譜を渡すつもりであったことがわかる。

「陵王」の「荒序」は伯氏相伝の曲であったが、詮ずるところ、近真の代には光近流と光則流と二流あって、近真はこの二流を継承した。そこで近真は、聖宣とともに二男光葛、三男真葛のために「陵王」の舞譜を書写したが、二人が凡庸であったため譜の伝授には至らなかった。そこで聖宣が跋文を書き、かつは「荒序」部分を断ち落として、自分の死後、一通は真葛の許へ遣わすよう遺言した。結果、生まれたのが本書であったといえるが、それによって、「荒序」ほかの秘曲の譜が、近真没後どのような経緯をたどったか、その一端を窺うことができるといえる。その意味で、本書は貴重であるといえる。

伝来

春日本は伯近真と聖宣の自筆原本と見られ、近真三男真葛に

伝えられたものと考えられるが、同社所蔵の『楽所補任』・『舞樂古記』も原本と見られ、前者については未検討だが、後者は近真から真葛を経て、その男季真に伝わったものと推察される。だから、春日社の「春日楽書」は、真葛の家に伝わったものなのではないかと想像している。結論は今後他の「春日楽書」も検討してからにするが、これら春日社の「春日楽書」の伝来については、福島和夫・宮崎和廣両氏に言及があるものの、明らかでない部分もある³¹。詳しくは別の機会に論じることとするが、少しく手がかりを示せば、昭和七年に春日社が編纂した『春日神社記録目録』には、「春日楽書」の伝来を次のように記す。

当楽所補任式卷附属楽書五卷ハ奈良方楽所ヨリ社家ニ伝ヘ再転シテ興福寺々務一乘院ニアリシガ明治維新ノ変革ニ依リ再転シテ民間ニ落チ京都市山田茂助ヨリ明治二十九年十一月末購得之卷物ニ作ル³²

これによれば、当初は奈良方楽所より春日社々に伝えられたもので、その後興福寺一乘院へ移り、明治維新後は民間に流出。山田茂助より再び春日社へ納められるという経路を辿ったと知られる。明治二十九年に購入後、巻物に作ることもあるが、それは『手記』の修補奥書の明治三十年修補という年紀（前述）とも齟齬しない³³。

明治維新前後のことはいくらか明らかになるが、江戸期はど

うであったか。前出『記録目録』によれば、維新直前には興福寺一乘院にあったということになるが、『群書類従』巻第四十七に収録する『楽所補任』の奥書に、

正本者卷本ニテ御座候。右之補任 永久元年御座候裏如右御座候間。此所ニ書入申候。

延宝八庚申十二月廿日書写之畢

正本奈良春日之御蔵在之 太秦昌倫³⁴

と見え、原本（「正本」）は延宝八年には春日社の「御蔵」にあったものと知られる。寛文年間の写しという平出久雄所蔵の『楽所補任』奥書にも、

右之楽書者自春日社本談義屋出（後略）³⁵

とあって、江戸前期には春日社本談義屋にあったものと推察される。また、上野学園大学日本音楽史研究所に蔵する窪家旧蔵の『楽所補任』一冊（寛文年間の写か）にも、

此一冊者南都春日日本談義屋ニ有之（後略）³⁶

と見えて、やはり原本はこのころ春日社本談義屋にあった。前述の宮崎氏によれば、本談義屋は江戸後期の寛政三年（一七九一）には興福寺・春日社一帯を焼く大火事で焼けたとのことであるが、明治維新前夜には興福寺一乘院にあったというのは、本談義屋焼失前後に移管されたからであろうか³⁸。

繰り返すように、江戸前期には春日社本談義屋にあったと知られるが、拙稿『舞樂古記』概論³⁹にも述べたように、『細々

要記抜書』至徳二年（一三八五）六月条に、次のような記事が見出されて、注意される。

九日。荒序譜社頭本談義経蔵ニ奉納。櫃一合分也。其状云。

奉納 春日社御庫。

伶人狛真村先祖相伝。陵王荒序秘曲文書等。

合櫃志合封閉納之者

右文書者、季真判官嫡孫真村、件秘曲稟祖父真伝、雖令相伝、代々跡書、多年之間、以今此文書等、奉預逆修坊故律師御坊。其身止住田舎、当道之稽古、忌其勤之間、一流之秘曲、忽欲絶矣。仍故律師遺命曰、真村以今文書、為質物。春日神物、多以借用。如今者。返弁無其期、愴更無其詮。後代用捨、偏奉任神慮。早可奉納社庫云云。然而猶付貽余執、聊加斟酌、送年序一訖。於今者、真村同承諾之間、任故律師御遺言、一流之譜并文書、悉封閉之所奉納春日社御庫之状、如件。

至徳二年五月六日 戒和上禪実在判

（私に句読点・返点を改める。※は「悋嗇」の意か）

狛真村が代々の「陵王荒序秘曲文書等」を春日社「本談義経蔵」（本談義屋内の経蔵）に奉納するいきさつが語られているが、真村は狛季真の孫で、『手記』が与えられた真葛（春福

丸）は曾祖父にあたる。音楽の継承は、真葛から季真、真村へと続いたのであるが、『手記』が、近真、聖宣の手より真葛に伝えられたのなら、それは当然季真、真村と代々伝えられたはずで、こうして真村が所持していた楽書とともに奉納された可能性がある。また、そうであるなら、それがそのまま本談義屋に留め置かれて、その後興福寺一乘院、民間の手を経て、今日にまで伝存したことになるのではないか。つまり、ここにいう「陵王荒序秘曲文書等」の一部が、春日社に所蔵の「春日楽書」なのではないのか。結論は残る他の「春日楽書」をも検討してからにするが、それなら春日社の「春日楽書」の伝来が明らかになる。また、これを「春日楽書」と仮称しても不都合は生じないことになる。

諸本

福島和夫氏によれば、原本春日本の紙表の写しが、内閣文庫、田安德川家に各一本、同本紙背の写しが内閣文庫、田安德川家、上野学園大学日本音楽史研究所蔵窪家旧蔵書中に各一本が伝わるのであるが、紙背の写しといわれる諸本はいずれも内容が異なり、まったくの別の本と見られる。また、紙表の写しにはそのほかに伊達文庫蔵本があることを、櫻井利佳氏が指摘され、中原氏が内閣、田安、伊達の各本の解題を記しておられる。このほかに、原本は未調査であるが、豊氏本家蔵の

二本がある。したがって、春日日本の写しは、本文のみで原本の紙背の写しは管見に及ばず、いま確認できたのは次の五本。

① 豊家本家蔵『荒序』

② 同『荒序舞譜』

③ 国立公文書館内閣文庫蔵『荒序譜（二）』

④ 国文学研究資料館寄託田安徳川家蔵『荒序譜（二）』

⑤ 宮城県図書館伊達文庫蔵『荒序譜（二）』

いずれも江戸期の書写本であるが、①は享徳二年（一四五三）豊原重秋の奥書があり、この中ではもともと古い年紀を有する伝本である。ただし、「乱序」すべてを欠き、跋文の順序が他と異なる。②は、③とほぼ同内容で、春日日本の欠損部分を有し、内閣文庫本に比して欠字・誤写が少なく、校本として貴重である。③は、内閣文庫に蔵する「楽書部類」二十二冊のうちの一冊で、寛文六年（一六六六）の書写奥書を有する。また欠字・誤写が見られるが、原本春日日本とは行取りを同じくする。④は田安家に蔵する『二十二部楽書』の一冊で、⑤は、伊達文庫の『楽書』二十冊の一冊であるが、いずれも③の転写本である。なお、各本の書誌と諸本間の関係等、詳細については別稿⁵⁰を参照されたい。

三 翻刻の方法

既述のように、春日日本は原本であるものの欠損があるから、後掲の翻刻では、前章「諸本」項に挙げた諸本のうち、比較的善本と見られる②③をもつて、その闕を補うことにする。また、行取りは③が原本に即しているので、そちらに従う。ただし、それでもなお、②③は冒頭が欠けているので、狛近真編纂と見られる舞譜『陵王荒序』（前出）をもつて、その闕を指摘し、かつは異同も適宜傍書ないしは補注を施して示すことにする。これにより同書との関係についてもその一端を指摘できるものと推察する。

また、紙背については、『陵王荒序』と同内容の裏書があるから、こちらも同書との対応関係を翻刻中に注記し、異同も適宜注記することにする。（二〇〇九年九月三十日、神田稿）

付記、この解題と翻刻とを成すにあたり、春日大社の松村和歌子氏、ならびに秋田真吾氏には格別の御配慮を賜った。ここに記して、御礼申し上げる。

本来であれば、本稿は『雅楽資料集』第二輯、ないしは第三輯に掲載するはずのものであった。しかし、二〇〇七年四月以降二年近くにわたって病臥することとなり、多くの方々にご迷惑をおかけした。とくに「春日楽書」を共同で調査した櫻井利佳氏、岸川佳恵氏、川野辺綾子氏らには

申し開きもできない。櫻井氏が『雅楽資料集』第二輯に載せた『楽記』の解題の中で、「春日楽書」に関する先行研究をまとめてくださったが、もとはといえば、それは筆者が書く担当で、櫻井氏にはご無理をさせてしまった。共同で閲覧してからはや三年が経過しようとしているが、当初と比べ、「春日楽書」に対する考え方も変わった。「春日楽書」の概論は、必ず追って報告することをお約束する。

なお、本稿は翻刻に合わせた解題であり、紙幅が限られているから、細かい考証は省略せざるを得なかった。諸本に関する考証は、拙稿「春日大社蔵『舞楽手記』検証——『舞楽手記』諸本考——」（本誌掲載）に述べたから、そこらを参照されたいが、編者、成立の問題にかかわる跋文の考証その他については、追って発表する予定である。そのところをどうかお許し願いたい。（神田）

注

(1) 『楽所補任』（上下二巻）、『高麗曲』、『輪台詠唱歌外楽記』、『舞楽古記』、『楽記』、『舞楽手記』の七巻。春日社に蔵するところから、「春日楽書」とも通称する。なお、国の重要文化財指定名称は、「紙本墨書楽所補任」二巻、及び「紙本墨書楽書」五巻。

(2) 福島和夫が『日本古典音楽文献解題』（岸辺成雄博士古稀記

念出版委員会編、講談社、一九八七年九月刊）の「春日楽書」項（七六頁）に、「いずれも資料価値は極めて高い。文献学的調査研究と本文整理が待望される」と述べておられる。

(3) 『雅楽・声明資料集』第二輯（二松学舎大学二十一世紀COEプログラム中世日本漢文班編、同プログラム事務局刊、二〇〇七年三月）に、櫻井利佳「春日大社蔵（楽記）」について付、紙背「打物譜」翻刻」、及び櫻井利佳・岸川佳恵・神田邦彦・川野辺綾子「〔楽記〕翻刻」を、『雅楽資料集』第三輯（編者・刊行者同前、二〇〇八年三月）に、櫻井利佳「春日大社蔵〔高麗曲〕翻刻」を、『同』第四輯（編者・刊行者同前、二〇〇九年三月）に、拙稿「春日大社蔵『舞楽古記』概論」、及び岸川・神田「春日大社蔵『舞楽古記』翻刻」を、それぞれ掲載。

(4) 「春日大社蔵『舞楽手記』検証——『舞楽手記』諸本考——」（『日本漢学研究』第五号、二松学舎大学日本漢文教育研究プログラム、二〇一〇年三月）。

(5) 鎌倉時代前期、狛氏の楽人・舞人。一一七七〜一二四二年。『教訓抄』十巻などを著した。

(6) 鎌倉時代前期の興福寺内梵音。生没年未詳。声明家として聞こえ、『声明集』、『伽陀集』、『舞楽府合抄』などを著す。福島和夫氏の「狛近真の臨終と順良房聖宣」（旧題「狛近真の臨終と聖宣」、『古代文化』第三十四巻第十一号、（財）古代学協会、一九八二年十一月）、同「中世音楽史と興福寺——順良房聖宣覚書ほか——」、『興福』第五十号、興福寺刊、一九八五年十二月）に研究がある。

(7) 鎌倉時代前期の楽人・舞人。もと近葛、のちに真葛と改める。一一三二〜一八八年。

(8) 卷末の紙背に「明治三十年十二月修補之／官幣大社 春日神

社（朱印「春日神／社之印」）とあり、本紙は間剥ぎして表裏に分ち、間に別紙を入れて貼り合わせてある。また、軸、表紙等も後補である。なお、書誌の詳細は注4の論文を参照。

(9) 平出久雄「豊氏本家蔵書目録第三輯 楽譜目録・第四輯 遺墨・雑書目録（器物目録）」（多忠雄編『楽道撰書』第七卷、楽道撰書刊行会、一九四三年十二月）、二〇頁の「33 荒序舞譜」項に「狛近真著」、「陵王荒序ノ古譜ヲ写セルモノ。文中近真ノ自筆譜ヲ写シ少シク「予」（何人カ不詳）加筆シタル由ミユ」とある。この「荒序舞譜」は後述の「諸本」項に述べる「①豊氏本家蔵『荒序』」で、春日本の写しの系統の一本である。

(10) 中原香苗氏の「宮内庁書陵部蔵『陵王荒序』考——『教訓抄』との関係について——」（池上洵一編『論集 説話と説話集』和泉書院、二〇〇一年五月）に研究が、同氏の「宮内庁書陵部蔵〔羅陵王舞譜〕——解題と翻刻——」（『日本伝統音楽研究』第一号、京都市立芸術大学日本伝統音楽研究センター、二〇〇四年三月）に解題と翻刻がある。なお、中原氏は前者と次注11の論文では、『陵王荒序』を「羅陵王舞譜」と呼んでおられるが、書陵部での登録書名は「陵王荒序」であるから、本稿ではこちらに従う。また、この譜については、注3の拙稿「春日大社蔵『舞樂古記』概論」にも述べた。

(11) 「秘伝の相承と楽書の生成（1）——『羅陵王舞譜』から『舞樂手記』へ——」、『詞林』第四十四号、大阪大学古代中世文学研究會編・刊行、二〇〇八年十月。

(12) 跋文①の末尾に「聖宣死亡之後者、可遣春福之許（聖宣死亡の後は、春福の許へ遣はすべし）」とあり、聖宣の死亡後には本譜を春福丸（真葛）のもとに遣わすよう、言い遺しているから、跋文の筆者は聖宣であると推察される。また、跋文③に、

近真が二男光葛と三男真葛に荒序を教える場面が記されるが、その場に居合わせた人物については、「聖宣之外妻女（近真妻）并左近將監近継許者」とあり、荒序伝授の場面を記録できたのはこの三人のほかにはいないこと。また荒序譜について知る者は近真のほかには「聖宣一人知此」（聖宣一人、これを知る）とあり、跋文①で本譜は「少分ハ予書之（少分は予これを書く）」とあるから、荒序譜を書いたのは近真のほかには聖宣しかいないことになる。これらのことから、跋文の筆者は聖宣と見られる。注6の福島氏の論文「狛近真の臨終と順良房聖宣」に既に指摘があるが、聖宣はその著『舞樂府合抄』序文に、「近真去仁治三年正月廿五日逝去之後、自出家蒙仰、守護彼遺書日記等（近真、去る仁治三年正月廿五日逝去の後、寺家より仰せを蒙り、彼の遺書・日記等を守護す）」と記すから、近真の死後、彼は近真が残した文書類を預かったことが知られる。また、春日社に蔵する『輪台詠唱歌外樂記』中の「輪台青海波」の譜の奥書に「仁治三年五月 日讓賜狛春福丸了在判／此判ハ故順良房（※聖宣）判」と見えて、近真が没したのちの仁治三年（一二四二）五月、聖宣は春福丸（真葛）に輪台青海波の譜を譲る内容の奥書を書いていることがわかる。これらのことから、聖宣は近真の死後、彼の遺した楽譜等の守護を命じられ、かつは春福丸など近真の息子の後見人的な役割を果たしていたと推察される。

(13) 光葛宛の陵王の舞譜は現存を確認できないが、跋文③に、「授荒序於光葛并春福丸二人子息畢」とあるから、近真からの荒序の伝授は、二男光葛と三男春福丸（真葛）に行われたと知られ、また跋文①にも「故判官近真去正月廿五日早世之後者陵王荒序事披譜向テ春福并光葛等授読様了」とあって、近真没後

も聖宣が光葛と真葛とに陵王の荒序について指導したことが知られる。事実、公の場においては、真葛のみならず、二男光葛も荒序を舞っており（『體源抄』十三所載「代々公私荒序所作事」に記録あり）、狛の楽統を継いだのは真葛のほかに光葛がいた。したがって、陵王の舞譜は真葛（春福丸）のほか、光葛にも与えられたものと理解できる。近真・聖宣から荒序を習ったのが二人であったために、近真没後は光葛家と真葛家が対立することとなったことは、東儀鉄笛が『日本音楽史考』第四期鎌倉時代の音楽、七楽舞の継承第一に指摘している（『雅楽資料集』第四輯、二松学舎大学二十一世紀COEプログラム中世日本漢文班編、二〇〇九年三月、二九七～九九頁）。因みに、光葛の男朝葛の『掌中要録秘曲』所載の荒序譜に、「承元三年十二月廿日伝之証人聖宣在判」（『続群書類従』巻第五百三十、第十九輯上、四三五頁）という聖宣の奥書があるから、こちらは聖宣から光葛の手を経て、朝葛に渡ったものである可能性もあり、近真相伝の譜を手に入れたのは真葛一人ではなかったものと解される。

(14) 注11の論文、七二頁上段。

(15) 注11の論文、六七頁上段。

(16) 注11の論文、六九頁上段～七五頁下段に、『陵王荒序』と『手記』を比較、検討しておられる。

(17) 奥書に「建暦二年八月十日笛家性季清延相伝譜等、以口伝令書写畢後代秘物也正六位上行左近衛将監狛宿祢在判」とある。なお、「書写」とあるから、建暦二年がこの譜の成立年にはならないのではないかという見方もあるが、「相伝の譜ならびに口伝を以つて書写せしめ畢んぬ」とあるから、「書写」は「転写」の意ではなく、「相伝の楽譜や口伝を用いて書き記した」

というほどの意味に解すべきであろう。

(18) 『楽所補任』下巻、同年条による。

(19) 『楽所補任』下巻、同年条による。

(20) 注9の論文、注2の解題に述べておられる。

(21) 『教訓抄』巻第一「羅陵王」によれば、乱序、嘯、嘯序、荒序、入破である。また、その詳細を『陵王荒序』に求めれば、乱序（第一段、第二段^{手拍目}、第三段^{返釋}、第四段^{返拍}、第五段^{一段^{藤巻}}、第二段、第三段、第六段^{一段^{藤巻}}、第二段）、嘯（第一段、第二段）、嘯序（第一段、第二段）、荒序（二四八説）八帖、八方各一返様第一帖～八帖、四方各二返様第一帖～八帖、同半帖、同半帖、第二切異説（二帖頭、半帖頭）、入様（入様、入綾手、勅祿手）となる。

(22) 詳しくは注4の拙稿に記したが、第五紙の端の文字が切れているので、第五紙の端は断ち落とされていることがわかる。しかし、現在の第四紙と第五紙の継ぎ目の上には、筆者B（聖宣）の文字が乗っている。したがって、現在の第四紙と第五紙はもともと繋がってはいなかったが、筆者B（聖宣）によって、第五紙以前が落とされ、第四紙と継がれて、その継ぎ目の上から文字が書かれたものと理解される。

(23) 注11の論文、七三頁上段十四行目より。また、氏は『手記』跋文について、「ここで注意すべきは、秘曲《陵王》のうちでもっとも重要な〈荒序〉が『舞楽手記』には記していないにも関わらず、そのことについて言及がないことである」と述べておられるが、次項「成立事情」に後述するように、跋文③に荒序は伝授できない旨が記されている。また、氏は「跋文中に『為令不絶常曲』との文言があることに着目すると、〈荒序〉は

『舞樂手記』に記されるような「常曲」とは異なるものとして認識されていたとも考えられる。(中略)「春日樂書」中に存在する(「荒序」の伝授譜(※「輪台詠唱歌外樂記」)のように、「羅陵王舞譜」の(「荒序」)の部分のみを記した樂譜のようなのが『舞樂手記』とは別に存在していたのかもしれない。あるいは、聖宣は、(「荒序」)を「常曲」とは別の、特に重要なものとして扱い、『舞樂手記』には載せなかったものか」とも述べておられるが、「常曲」は豊家本では「當曲(当曲)」とあって、一般に「舞樂の演目を構成する樂曲のうち、舞人が舞座に着くまでと降台し樂屋に入るまでとを除いた、中心となる部分で奏される曲」(『雅樂事典』六七頁)と定義される「当曲」のことであろう。したがって、「(「荒序」)を「常曲」とは別の、特に重要なものとして扱い、『舞樂手記』には載せなかったものか」との解釈はあたらない。また、「荒序」を記した譜が別にあったのではないかというが、それは「春日樂書」の二十二冊本『荒序譜(一)』と春日社ほかに蔵する『輪台詠唱歌外樂記』であろう。因みに、二流あった「荒序」のうち、光則流の荒序譜(二四八説・八方八返様)は前者、光近流の荒序譜は後者である。前者は『舞樂古記』等に、光葛や真葛の演奏記録が記されているから、彼らが継承したものと見られ、本書が成ったとき(春福丸近葛が「真葛」と改名する以前)は譜を伝授されなかったが、その後いずれかの時期に伝えられたものと見られる。ただし、後者については『輪台詠唱歌外樂記』巻末の奥書に、「先師順良房(※聖宣)如此雖被記置之、未給真葛春福譜彼子中之(先師順良房は此くの如く之を記し置かると雖も、未だ真葛春福に譜を給はず、彼の子の中に之れ在り)」とあるから、近真から聖宣へ託された荒序譜のうち、光近流の方は、真

葛に伝授されることはなかったと解される。なお、こうした近真以後の「荒序」の相承については別の機会に述べる。

(24) 注11の論文、七二頁。

(25) 注11の論文、七五頁上段六行目〜九行目。

(26) 紙幅が限られているから、詳しくは追って別稿に記す予定であるが、『手記』紙背の記事のうち、「返蜻蛉手」から「囀三度舞様」までの五条は、「乱序」から「嘖序」に至る紙背に記されているが、「返蜻蛉手」は、『陵王荒序』によれば、「乱序」の第四段のことである。『手記』跋文によれば、同書は「乱序」の第五段以前は記さない方針であったことが知られるが、必要と判断して「乱序」の紙背に書き加えたのであろう。「一説北向阿刀胡兒」の「阿刀胡兒」は「囀」の詞章であるから、「囀」の一説であろう。ゆえに「囀」の紙背に記した裏書であると理解される。「口伝云崎取手者」は、『陵王荒序』によれば「鬚取手」のことで嘖序の秘手であるから、こちらも紙表とほぼ対応していることがわかる。同様に「一説 東向天台掌」は、その文中に「右見左見天詠詞囀(右見、左見て、詠の詞を囀る)」とあるから、囀の場面での所作の一説を記したものと解され、紙表の内容と対応する裏書であるといえる。「囀三度舞様」は、囀を三度舞う説について記したものであるが、こちらも「囀」から「嘖序」に至る紙背に記されており、裏書であるといえる。

また、「入破半帖舞例」は、入破の半帖を舞った保安二年(一一二一)三月三十日の賭弓での先例を記したものであるが、紙表の「入破第二帖」の紙背に記されているから、紙表と紙背は対応しており、裏書であるとわかる。「故判官近真荒序舞事」は、近真が建暦二年四月八日と建保四年六月廿七日に荒序を舞

った記録を記したものであるが、こちらは紙表の跋文③から荒序の記録に至る紙背に記されているから、こちらも表裏は対応しており、裏書と判断される。

因みに、中原氏はこの記事について、「『舞楽手記』中のD（※「入破第二帖」「半帖」）にもある〈入破〉半帖の演奏例でありつつ、本文中に〈荒序〉の所作を記すので、裏書12（※「荒序旧記」と題する荒序の記録）の記録と同等のものとして採用されたのだろう。その際、裏書13（「入破半帖舞例」と裏書12「荒序旧記」の表題がわずか一行分の空白をおいただけで隣り合っているという、物理的な事情も関係しているのではないかと推察される。すなわち、裏書12「荒序旧記」から記事を抽出しようとした時、その直前にあって「荒序旧記」と同様に〈荒序〉演奏記録を記している裏書13にも目がとまり、表題を除くなどして、これを本来の〈入破〉演奏記録から、〈荒序〉演奏を主体とするものへの編成し直して『舞楽手記』に載せたのではないかと考えるのである。」といわれ、『手記』紙背に「入破半帖舞例」が記されたのは、『陵王荒序』紙背に荒序の記録とともに記されていて、隣り合っていたので筆者の目にとまり、「〈荒序〉演奏を主体とするものへと編成し直して、『手記』に書かれたとされるが、氏はこの記事を自ら「裏書」としながら、じつはこの記事を「裏書」とは異なるものと捉えており、矛盾する。『日本古文書学提要』（伊地知鐵男編、新生社、一九六六年八月）の定義を借りれば、「裏書」とは「表面の本文に関係のある裏の記文・注文を裏書といい、ただたんに反故紙の裏面を利用して新写した、本文と裏面紙背の文書とが直接的に関係のない場合を裏文書、または紙背文書といって区別する」（上巻、五四頁十行目～十二行目）ものである。「入破半帖

舞例」が「入破」の紙背に記されたのは、それが「入破」に関係する記事で、『陵王荒序』においても裏書であったからという、それだけの理由であろう。

(27) 『陵王荒序』にも、荒序は「狛光則之家説」と「狛光近之家説」と二説記されている。

(28) 宮内庁書陵部蔵『教訓抄』（室町期写）巻第一より。

(29) 注12にも指摘したが、福島和夫氏がすでにいわれているように、聖宣は近真の没後、彼の遺した譜などを預かっており、近真の息子の面倒を見ていたと推察される。

(30) 『楽所補任』については、福島和夫氏の「楽所補任」とその逸文について（『雅楽界』第五十四号、小野雅楽会、一九七八年四月／同氏の著『日本音楽史叢』和泉書院、二〇〇七年十一月に「楽人補任」とその逸文について」と改題して収録）参照。『舞楽古記』は、注3の拙稿「春日大社蔵『舞楽古記』概論」参照。

(31) 福島氏は注2の解題に、「春日楽書」の伝来について「興福寺に伝存したが、明治の社寺分離の際に他出。幸い明治二九年現存七巻のみ春日神社に収納した。狛近真（一一七七～一二四二）の臨終に際し、順良房聖宣に託し、春福丸真葛に伝えた楽書類（『教訓抄』をも含むか）が母体と考えられる。後増補し、狛系の一大楽書群を形成、その中核が興福寺本談義屋に置かれたものであろう」と述べておられる。ただし、本談義屋は興福寺にあったものではない。江戸後期の春日神社境内図（『春日権現験記絵注』神戶説話研究会編、和泉書院、二〇〇五年二月に掲載）によれば、春日社の二の鳥居の北にあり、現在の宝物殿の辺りにあったものと理解される。後掲注33の平出論文にも、「本談義屋」とは春日神社の旧記によれば後堀河帝寛喜二

年（※一二三〇）に建立せられ、光格帝寛政年間に火災に罹つて失われた、五箇の屋の一つであつて、唯識論を以て本尊となす由である」とある。

他方、宮崎氏は、「『教訓抄』の撰述資料に就いて―『樂記』を巡って―」（『大学院研究年報』第二十号、中央大学文学研究科、一九九一年三月）に、前述の福島氏の説を引いて「中世以来興福寺に保管され、寺内の本談儀屋に置かれていた」としつつ、「但し、中世以来、現在迄所を移す事なく本談儀屋に置かれていたかに就いては若干問題が残る」として、寛政三年（一七九一）に本談儀屋が火事で焼けたことを指摘（『閑窓自語』上巻九〇）。東京大学史料編纂所蔵『興福寺記録抜粹』所引の『春日樂書』中の一書『樂記』の記事の識語に「南都一条院御門跡家蔵本写之／延宝戊午歲 活陽新贍本」とあることから、延宝六年（延宝戊午歲、一六七八年）には興福寺一乗院にあつて、寛政三年の火事を避け得たのではないかと考察しておられる。

(32) 官幣大社春日神社社務所編、一九二九年七月刊。

(33) 因みに、平出久雄の『樂所補任』私考（『東洋音楽研究』第二輯、東洋音楽学会、一九三七年六月刊／第一書房、一九八五年十二月復刻）五四～五五頁に、羽塚啓明所蔵の山田寿旧蔵本の奥書を紹介するくだりがある。

右樂所補任正本二卷ヲ以校正也 但正本二卷春 日神社宝庫ニ納者 明治元年維新之際社家ノ手ヨリ流出セシ者ト察ラル 今春不図我手ニ落 長ク家ニ留ント欲スレ共貧家之企及ヘキニ非ス 不得止他ニ売却シ只此校正一本ニ留置而已 正本納処未定 他日確定之上左ニ記ヘキナリ
明治二十九年九月廿日校了 聖華主人壽

右正本式卷 明治二十九年十一月三十日 奈良県古 沢明府 之以好意 春日社宝庫再納保存之 延年山田寿再識

春日神社現在の楽頭堀川佐一郎氏の談によればこの識語のある本は二冊あり、一本は山田氏自筆のもので、他の一本はそれを謄写したものであつて、羽塚氏御所蔵のものは後者であるとのことである。山田氏は奈良の有名な古書店の御主人であるが今は故人となられた由である。

ここにいう山田寿は『樂所補任』を明治二十九年十一月三十日に納めたというから、『春日神社記録目録』に明治二十九年十一月購入とあるのと一致する。そうなると、山田寿というのは、前掲の『春日神社記録目録』にいう山田茂助のことだろうか。平出は「奈良の有名な古書店の御主人」というが、『記録目録』は「京都市」の「山田茂助」というから、同一人物か否か、不明な点もある。

(34) 『群書類従』巻第四十七。続群書類従完成会版、第四輯、一九三二年十月初版、一九七九年十二月訂正三版第四刷、二一七頁上段による。

(35) 注33の論文、五五頁。

(36) 登録名称は「補任」。拙稿「上野学園日本音楽資料室蔵書目録 雅楽関係史料目録稿」（『雅楽資料集』資料編、二松学舎大学COEプログラム中世日本漢文班編、同プログラム事務局、二〇〇六年三月刊）、九四頁、003の（1）参照。

(37) 宮崎氏の説は、注31に引いたが、寛政三年の本談義屋焼亡の事は、春日神社境内図にも「寛政三亥年／九月焼失」と見える。

(38) 宮崎氏は「寛政三年時に本談義屋に置かれていたのであれば、今日の伝存を見ぬ筈である」として、延宝六年（一六七

八)に興福寺一乗院にあり、それゆえ焼失を免れたと推測しておられるが、火事の中救出されたのが現存の七巻で、もとはもっと多かったであろうそれが減じたのは間に合わず焼失してしまったからだとは考えられないか。なぜなら、「春日楽書」が延宝六年に一乗院にあったのなら、『群書類従』に所収の太秦昌倫本『楽所補任』の奥書に、「正本」は延宝八年(一六八〇)に「春日之御蔵」にあったという点と合わなくなる。氏のいわゆる一乗院にあったという本は、あるいは「春日楽書」の写しではあるまいか。平出蔵の「春日楽書」は、奥書により、大乗院門跡の仰により狛光逸が書写し、門跡主に差し上げたものであることがわかるが、そうであるなら、大乗院に写しが伝わっていたことになる。さて、一乗院であるが、同門跡は明治維新後、水谷川家となるが、『補訂版国書総目録』に「楽書 十二冊 水谷川家」と見えて、現在は行方が知れないものと覚しいが、近年宮内庁書陵部に収蔵された水谷川家旧蔵の楽書に『楽所補任』や『管眼集』、『打物譜』など、「春日楽書」の一書と見られる本があるから、一乗院にも「春日楽書」の写しがあったことがわかる。

(39) 注3参照。

(40) 『大日本仏教全書』第七十五巻、日記部一、財団法人鈴木記念財団編、講談社、一九七二年五月刊、一六頁。

(41) 注37に引いた春日神社境内図によれば、本談義屋には経蔵のほか、導場、台所、広所と呼ばれる建物があった。

(42) 紙幅が限られているから、この資料の解釈については別に詳しく述べることにするが、最近新たに藤原重雄氏が呈された解釈では、「故律師御房は田舎に住まい、楽の稽古はままならず、秘曲の継承は絶えようとしていた」とされる(『中世の都市—

史料の魅力、日本とヨーロッパ』高橋慎一郎・千葉敏之編、東京大学出版会、二〇〇九年五月、一六八頁)が、「其身止」住田舎、「当道之稽古、忌其勤之間、一流之秘曲、忽欲絶矣。」部分は、真村のことではないのか。ここでは、真村が陵王荒序の秘曲譜を代々相伝してきたことが話題になっているから、当該箇所も真村のことでなければいけないし、そもそも狛氏の秘曲である「荒序」を、一僧侶である故律師が相伝していたというのではおかしい。原本は未確認であるが、文中の「故律師御房」は直前の「逆修坊」に対する割注が、伝写の過程で本文化したものでなからうか。

(43) 宮内庁書陵部編『図書寮叢刊』伏見宮旧蔵楽書集成三(明治書院、一九九八年三月刊)所収『楽家系図』(二一〇)〜二二頁)、『體源抄』十三所収の狛氏系図(『體源抄』四)正宗敦夫編、日本古典全集刊行会、一九三三年十一月、一八三二〜三六頁)による。

(44) 真葛の子は二人あって、前掲注43の『體源抄』所収の系図によると、一男繁真は「弘安元(一二七八)三十三醍醐桜会時被討了廿五為武蔵房云々」といい、その子久繁も「正安二(一一三〇〇)十五死廿五為盗人」とあって(西暦は筆者注)、若くして鬼籍に入ったとわかる。系図も久繁の後を記しておらず、この流れは断絶したと解される。『體源抄』十三「代々公私荒序所作事」の荒序の演奏記録によれば、真葛の後に荒序を舞っているのは季真で、彼が跡を襲い、以後、真仲、真村と続いたものと推察される。

(45) 中原香苗氏は注11の論文の注6に、「櫻井氏は、前掲注(3)の論考において、「春日楽書」と、そこに含まれる楽書の呼称に問題があることを指摘しているが、本稿では通称としての

「春日楽書」を用いる」と述べておられる。『雅楽資料集』においては「春日楽書」とは言わず、「狛系楽書群」と称したのであるが、「春日楽書」は確かに狛氏の手になる楽書を中心とするものであるものの、それでは他所に蔵する狛氏の楽書と区別できない。また、現状では敢えて「春日楽書」の名称を避ける理由はないと思われる。

(46) 福島和夫編『中世の音楽資料——鎌倉時代を中心に——解題目録』（上野学園日本音楽資料室第十回特別展観）、上野学園日本音楽資料室刊、一九八六年十月に付載の「春日楽書三本対照表」に示しておられる。

(47) 詳細は、注4の論文を参照されたいが、福島氏が『手記』紙背に対応するという内閣、田安、窪家の諸本の内容は、次のとおり。

- (a) 「荒序二四八説狛光則」と題する舞譜
- (b) 「一帖八方八返様狛光則」と題する舞譜
- (c) 「入綾手」「勅禄手」「囀調^(マ)」と題する舞譜
- (d) 「右伏肘」等の舞譜名目
- (e) 「舞曲体背事」と題する口伝
- (f) 「舞出心事」と題する口伝
- (g) 「舞台二昇降事」と題する口伝
- (h) 「平立舞」と題する口伝
- (i) 「三人五人七人等立様」と題する口伝
- (j) 「三行立様」と題する口伝
- (k) 「行立様」と題する口伝

本稿の「内容」項に示した「表『舞楽手記』内容細目」と比較すると、内容、順序ともまったく異なることがわかる。

(48) 注3の「春日大社蔵〔楽記〕」について、紙背〔打物譜〕

翻刻」による。
(49) 注11の論文。
(50) 注4の論文。

凡例

- 一、この翻刻は、春日大社所蔵『舞楽手記』（書 第二十二ノ第三）を底本とし、同本に欠ける部分は内閣文庫蔵『荒序譜（一）』（特一〇二・乙・七）、豊氏本家蔵『荒序舞譜』（No.33）をもつてこれを補う。また、宮内庁書陵部伏見宮家旧蔵『陵王荒序』（伏一〇七六）をもつて、異同を注記する。
- 一、翻刻は、原則として、できるかぎり原本の状態に即して行う。また、印字する際の処理については、以下のとおり。
- （一）漢字は原則として通行の字体に改める。
- （二）虫損および印字できない文字については□で表記し、その旨を傍注、ないしは補注を設け、注記する。
- （三）虫損注記については「―」で表記する。
- （四）振り仮名、傍注、句点、鉤点、朱点、ミセケチ、補入はすべて原本どおりとする。
- （五）朱書きによる書き入れは原則本文中に鉤括弧で括つて表記する。鉤点「\」及び句点「・」、「（）」はすべて朱書きであるため、本文中では特に断らない。
- （六）異同は「〔 〕」で示し、傍注にいづれの本に拠つたかを示す。その際、春日大社蔵本は「底本」、内閣文庫蔵本は「内閣」、豊家蔵本は「豊家」、宮内庁書陵部蔵『陵王荒序』は「宮」と略記する。
- （七）本文の字配り、行取りは原本に合わせる。
- （八）原本の紙継ぎ位置を示し、紙数を注記する。
- （九）その他、注記が必要な場合は本文中に傍記、または補注に記す。

翻刻

底本 春日大社蔵『舞楽手記』
 校本 国立公文書館内閣文庫蔵『荒序譜（一）』
 豊氏本家蔵『荒序舞譜』
 参考 宮内庁書陵部伏見宮家旧蔵『陵王荒序』

〔^{題意}〕
 『舞楽手記 第二段起』

〔乱序第五段名大膝卷第二段途中より〕
 〔以下、底本欠。内閣文庫本・豊家本により補う〕

- 突^左手^右下 左膝突——左膝突替 右下 左膝突^替 立^天〔宮〕
 - 西向^天 右桴 懸^右肩 左印 懸^右肩 右桴 懸^右肩 左足縮^替——〔宮〕
 - 南向^天 小踊^{右足前} 居^{右膝突} 左伏肘打^{右桴腰突} 以桴右
 - 上見^{如日書手} ——本左伏肘^{腰突} 伏肘^{〔下左右手ヲ右〕〔宮〕} ——
 - 下 左膝突替 左下 右膝突替 右下 左膝突替 立^{〔天右足擡〕〔宮〕} ——
 - 桴末^{右手上} 桴本^{左手下} 如双龍舞急隨拍子早頻^{〔朱筆〕}
 - 南寄^天 北廻向後尻走^{左手} 右腰付^天 上見
- 第二段
- 北向^天 如初桴出^{目懸} 前走居^{右膝突} 平踊^天 諸去肘^{〔補注二〕} ——
 - 左肩^{右膝突替} 以印懸^{右肩} 左膝突替 以桴懸^{左肩} ——
- 〔以桴懸〕〔宮〕

右膝突替(補注三)口伝立躍乍居(マ)
立時踏走立々 異躍向天 前走漸起也 小躍右足踏 右足跛左足跳 右足跛天

左伏肘打時以桴腰突 睥天 桴下 伏肘下 違後見還天 本(早如)宮

成天 右廻寄天 北向天 下天 上見

第三段 号少膝卷 常舞之
初段也

北向天 如大膝卷前走居右膝突 以桴舞台地立左腰付

以桴右上見桴崎天上 又如本桴立又小躍居右膝突 西躍左足袍

向諸去肘又小躍打覆已上乍居躍也 立天 如北向居(尻脆上)宮

左伏肘右腰付 西見様如書日手 如本直天 伏肘下天 以右桴地

布突天 立
(以下、春日本による)

第二段

東向天 右寄右足 右伏肘打右足踏 左手指印
(補注四)

睥天 引上火 又睥時同左 手足右 踏放置左 左伏肘打天 北直

向以右桴打腰右去肘桴崎上 左足跛天 睥天 引上火 又睥

時同左 手足踏放置左 右手上下 返又右手指天 伏肘

打桴崎下 西直向左手指印方 右足跛天 睥天 引口 又口
(底本破損、(上火)宮)

睥時同左 手足右 踏放右下 違下右踏 躍替左踏 右桴右膝折

印上置由シ天 此間東廻向左廻 披天 睥天 右見坤一寄延寄

睥天 見天 南二寄火連 北廻向天 左伏肘打時以右桴

打撰腰伏肘下天 上見

第三段 名終手之

北向天 如初桴出目懸 前走間左 手披天 合天 左下左足

右下右足 躍違左廻 東向天 北違打右手披右足 睥天 見天

南一寄延寄 又睥天 見天 異二寄火連 北廻向天 左伏肘(補注五)

打時以右桴打腰伏肘下天 上見(第一紙)

亂序大略如此舞手略時者雖何所欲舞止時必可舞此手
則樂吹止畢

轉 有詠其詞極秘藏事也

第一段

北向天 右足踏天 右桴指天 良寄右足 早寄左足 右伏肘打左足

左手指印方 右足跛天 睥天 引上火 又睥時同左 手足右

踏放置左 左伏肘打天 以右桴打腰右去肘桴崎上 左足跛天

腓天引上火 又腓時間左 手足右踏放置左 手上右 下返又右桴天

下返又右手指天 伏肘打天 桴下 左手印方 右足踏天

腓天引上火 又腓時同左 手右 足踏下 指右 邊下 右足踏天 此間左 足踏右 左印胸間左 足踏左 此間左

樂屋搔一鼓 謂之鹿婁

轉調アタレコシ 阿刀胡兒アタウコシ 光則家說同 我等胡人此詞非正說 披露說也

躍替左 左膝折右 桴右 印上置由シテ 披右 足此所大鼓一拍子

打之腓天 見天 長二 寄火 連天 腓北 一寄南 廻向間吐氣如雷

轉詞胡劍 上浪常說先一寄延寄次二寄火連也 吐氣如雷底本破損内閣豊家より補 近說底本破損内閣豊家より補

左伏肘打時二 以右桴打腰伏肘下天 上見

第二段

南向天 以前右伏肘ヲ 持上天 右足踏出天 右去肘打天 (第二紙)

左足踏天 腓天 引上火 又腓時同左 手足踏放置置 右手ヲ

上下 下返右桴ヲ 指天 伏肘打天 桴下 左手印方 右足

踏天 腓天 引上火 又腓時同左 手足踏放置左 伏肘

打天 以右桴打腰右去肘桴 左足踏天 腓天 引上火

又腓時同左 手足踏放置左 手上右 下返又右桴

指天 伏肘打天 桴下 左手印方 右足踏天 腓天 引

上火 腓時同左 手足踏放置左 手右 足踏下 指右 邊下 右足踏天 此間樂屋搔一鼓 謂之鹿婁

轉詞踏石 於光則家說 我採頂雷光近家說 吐

如雷氣權說 躍替左 左膝折右 桴右 印上置申シテ 披右 足此

所大鼓一拍子打之腓天 見天 坤二 寄火 連天 腓南 一寄北 廻向間吐氣如雷

轉詞如泥 野光則家說 踏石如泥光近之家說

左伏肘打時二 以右桴打腰伏肘下天 上見

次打出乱序之大鼓後次笛吹也口伝云号喚序 名小乱序 又云(三) 舞人西向時笛吹始云々 (底本未詳 内閣豊家より補)

喚序一 (第三紙)

以下、底本欠。内閣文庫本・豊家本により補

第一紙

西向天 左伏肘持上右 足踏右 去肘打桴 未上左 足高引是名口取手常陸王不取之

上天 隨大鼓拍子踏躍躡 小躍其間 西向天 左手二 天口取

一說右桴指天寄天伏肘打東向左印指加天右足下也 是小乱序指也 但常陸王時左足引上腕放

坤向^天 右手^{二天} ^(長十寄)口執^左 左^{十寄} 南向^天 手^(長十寄) ^(左)口取^右 躍^下 笛^下 右手^(左)

足踏放置右^右 桴^ヲ 指^天 折^天 左手^{印方} 指^右 足踏^天 蹠^天

引上^火 又蹠時同^左 手足^右 踏放^左 右手^右 蹠^下 指^下 下^右 蹠^下 下^右

右踏^左 躍替^右 右^左 桴^ヲ 印上置東直向^左 廻^右 披^右 足^右

蹠^天 見^天 南一寄^{延寄} 又蹠^天 見^天 翼二寄^{火連} 北廻

向^天 左伏肘打^天 以右桴打腰伏肘下^天 上見

第二段 「是以噺序本名之」

(以下、春日本による)

早蹠^天 西寄^天 諸去肘^右 足^左 前搔^左 踵^ヲ 立^天 左廻^(火急) 北向^天 。

以去肘手打^左 右^右 膝^右 乾向^天 桴^右 上^右 坤向^左 上^右 翼向^右 東^左

向^左 上^右 足^右 北向^右 躍^右 上^左 。

上見

抑師説云八方八返之可舞荒序時者噺序之次舞大膝卷是
第一秘説也又云二四八之様可舞時毛極曲思ハ、舞是又一口伝也

不可用常云々口執手常陵王時不舞此手有荒序日必可舞
此手者不可有披露古人説云彼口取事珍時可執之此記尤大切事也

北向^天 如初桴出^{目懸} 前走間^左 手披^天 合^天 左下^左 右^右

下^右 足^左 躍違^左 廻^天 東向^天 北違打右手披^右 足^天 蹠^天 見^天

南一寄^{延寄} 又蹠^天 見^天 翼二寄^{火連} 北廻向^天 左伏肘

打時以右桴打腰下^天 上見

噺序大旨如此雖何所欲舞止時可舞此手 次第如乱序也
則樂吹止畢

四反近代二反ナリ (第四紙)
入破第二帖 加拍子 当曲揚拍子謂之約拍子以一鼓為節有二説
口伝云入破能略定時半帖舞時者自第五拍子上約拍子

北向^天 諸伏肘打^天 高踊^右 足^左 披^天 高踊^右 足^左 小諸去肘^左 上^右

諸手下^退 左^左 足^右 踏退^去 左^右 肘^右 蹠^左 踏^天 押足良寄右見^{面肩}

二寄連寄^天 東廻向^天 手合^天 搔披^左 足^左 踵踏^天

左手高上^天 右^左 膝打^天 少去肘打^天 並寄^左 右^右 足^左 又南返

寄^左 右^右 足^左 左伏肘打各桴^ヲ 未久利天右去肘^左 足^左 踏^左 又左足

跪踏^天 押足良寄左見^{面肩} 一依寄^天 西廻向^天 違^天

左去肘打替^右 足^左 踏^天 又右足跪踏^天 押足乾寄右見^{面肩}

一寄依^天 違^天 東廻向^天 右去肘打替^左 足^左 踏^天 又左足跪

踏^天 押足良寄左見^{面肩} 一依寄^天 西廻向^天 違^天

左去肘打替^左 足^左 踏^天 右足^左 踏^天 右手下躍

替北違肘^{由右足引上} 右手披^右 二依寄^天 北向^天 左伏^(第五紙)

肘右桴腰打伏肘下^天 上見^又 如元持上^天 左足踏右

足踏右手右下躍替天 北違時由右引上 右手披天 二依

寄天 北向天 左伏肘右腰打 伏肘下天 上見

・半帖

北向天 睥前寄左右足 左伏肘打天 右去肘打替右足 桴

高天上目懸 又伏肘打左足 桴腰付右足 高踊左足 又如先右足

前寄左足 左伏肘打天 右去肘打替右足 桴高天上目懸 又有說

伏肘左足 桴腰付右足 高踊左足 左足踏右足踏天 西向天

南違肘躍替天 右足引上隨上拍子小躍 坤向天 左手披天

左伏肘打替桴腰付 躍替天 左足引上隨上拍子踊 南向有說 天

東違肘躍替天 右足引上隨上拍子小躍 巽向左 手披天

左伏肘打替桴腰付 躍替天 左足引上隨上拍子小躍 東

向天 北違肘躍替天 右足引上火急小躍 右手披右足 南

二依寄天 北向天 左伏肘打右桴腰付 伏肘下上見伏肘

持上天 左足踏右足踏天 右手右 下天 躍替天 北違肘

由右足引上 右手披右足 二依寄天 北向天 左伏肘右腰打

伏肘下天 上見有說 一第六紙

北向天 如初桴出目懸 前走間右手披 天合天

左下左足 右下右足 躍替左廻 東向天 北違天

右手披右足 睥天 見南一寄延寄 睥天 巽

二寄火連 北向天 左伏肘打時右桴腰付 伏

肘下天 上見

已上手者乱序終并真噴序終用也此入破之 終舞事非常說光則家舞也 光近家不舞也第七紙

二行余白 一第八紙

・入破第二切異說

二帖頭一本破損 内閣・豊家より補う 一帖終加 舞古人說者第三帖手歟件帖絶了 仍抽出名異說舞云々不分明

北向天 諸覆乙打天 高踊左足 披天 高踊右足 已上一說從換

頭此手舞不加拍子直自入破之初可上拍子也

以右桴懸右肩以左印懸左肩各二度 諸手披天 打

覆天 尻趨天 右腰付天 上見朱筆 右足踏天 良一寄

左足諸覆乙打 天 二依寄天 東向天 諸口乙補注九 右足搔 以下同也

・半帖頭

北向天 腓天 前寄天 左覆乙打天 右補注一〇乙打替右足

左伏肘打右桴腰付 高踊左足・又前寄天 左覆乙打天

右補注一二乙打替右足桴天上目懸也左腰付 躍居右膝突 以桴地突

以桴懸右肩左膝突替 以印懸左肩右膝突替・立天

左足踏以下同之

已上於異說者荒序大膝卷之時可舞手也自余時不可舞之殊大膝卷作合手也能々可令秘藏也 (第九紙)

② 入綾手大鼓前舞之 又樂屋前可隨所樣也

南向天 右手桴方 丁補注一二乙打天 左寄左足 概合朱

雀儒趨天 左踵立天 右手披指天 膝打天 北廻向

火急 左足進天 北向前儒趨小踊居如大膝卷 平

躍諸去肘打天 桴以懸右肩左膝突 以印懸左肩右膝突

以桴懸右肩左膝突 西躍向天 桴末右手 桴本左手 採天

上下振替隨大鼓拍子 乍居平躍南向天 立天 左右手二天

土突天 毛都利ヲ打天 腰付天 上見入了

・勅祿手向御前舞之 (底本末詳、内閣、豊家より補)

右膝地突懸左肩 立天 手合右 如桴笏持 尻儒趨左

肩懸印右膝突 桴地立 後躍立右・左肩懸桴左膝突

後躍立左・懸印右膝突 已上三拜之由云々 西躍向桴一說桴本末採天廻也

中許採右手取如 振天 膝火急突替隨大鼓拍子・南向落尊手

立朱雀儒趨右 手披合天 腰付天 上見・片躍入也

抑当曲者繼尾張浜主之伝至伯氏一者光高〔永延之比敷〕

百四十許歎抑御堂関白殿御時〔長保比敷〕 御子宇治殿頼一令舞陵王曲御上東門院御賀時

入綾手舞御時依有御感御師光高初任左方一者件曲賞也又御舍弟頼宗令舞納蘇利給有勳賞云々 仁平二年鳥羽院御賀試

樂日家成卿若公被舞陵王入時召御前賜御衣 関白殿合纏頭御若公懸肩退一曲乱序中手ト云々大床上依無例雖有陵王入

手御師拍光時不奉教然間父卿倦也云々下庭之時父卿取御衣於砌拜之 件舞曲入手者希代事也仍普通不可舞地下之輩被宣下了

〔第十一紙〕

・破第二切半帖異說光季老耄之後舞之古老云

此說者昔破第三切也用此說之時可打奈良樣上樣

北向天 桴指天 寄天 西向左廻 伏肘打右足 左伏肘打

加左足 左右膝打腰付 右足 前走天 落居天・北向天 印指天 寄天 (ミセケチ朱筆)

〔第十紙〕

東向右廻伏肘打左足右伏肘打加右足左右膝打腰付 左足

前走天落居左足踏右足踏西向天桴末下取(ミカチ子朱筆)

成右上下随拍子躍右足引上坤躍向天桴末上取成左下

右下躍左足引上南躍向天桴末下天躍如先巽躍左下

向天桴本上二天躍如先東躍向天桴末下天

躍天披天南二寄依左伏肘打天右桴二天
(第十二紙)

腰ヲ打天上見左振寄右振寄左振寄天桴

搔合天前走天諸手披天合落居之後終次

第如常
(第十三紙)

(二行余白)
(第十四紙)

(以下、底本欠。内閣文庫本・豊家本により補う)

故判官近真去正月廿五日早世之後者・陵王荒序事披テ

譜ヲ啐テ向春福并光葛等授読様了。一向沙汰之於本譜者成春福(補注一四)

分畢ニ大事文書等置所以外無四度之間計或火事或

盜人旁有其恐之間書出此秘譜写本者故判官

自筆也。乱序之中大膝。以前者不書之人皆知及之故也

入破初帖又以不書之於其外秘譜者為令不絶当曲以

方便書写之聖宣死亡之後者可遣春福之許ハ穴賢々

故判官蒙 勅許事

承元三年十二月廿日逢干光則第三代之息狛光行習ニ

荒序畢・乱序嗔序轉大膝卷小膝卷等之說不殘一手習了

翌年春就故帥大納言家定輔經 奏聞曰 陵王荒序

者当家重代之秘曲也爰光近之家嫡光真不習終荒

序之間・一道之秘蹟忽断絶・仍近真就狛光行習

荒序畢・兼又以先祖傳來之譜秘可写舞光近之

荒序之由懇望之・早預明時之思許・欲繼祖父之秘

芸云々・此事叶 叡慮遂建曆二年壬申四月八日忝蒙

勅許之後・光則光近二家之荒序留干近真一

人之徵身畢・彼奏聞之状者・愚僧草案清書畢・

承久二年水無瀬殿舞御覽之日者依 院宣舞光近

說畢之由秘譜之裏近真說記之

仁治三年正月卅五日(以下、小字)故判官近真病惱追日次第有增ニリ雖

然^シ無荒序^シ傳授之沙汰^シ 仍光葛^テ參三藏院僧正御説^ハ可授荒序^ヲ

之由可被仰触近真之旨申入仍宗誉律師奉書^ヲ遣近真^ト

許返事不可叶之由也重良願房為使者被仰遣之処尚以故障

廿二日^ニ愚僧以病中之身罷向寄近真之許以道理申子細之間

扶病患授^{荒序於}光葛并春福丸二人子息畢出看病之諸人聖宣

之外妻女并左近將監近繼許者有其座春福^ハ十一歳也自拭淚

習之事次第哀傷滿胸荒序譜^ハ極秘藏之故^{自昔}以作文字

書置之聖宣一人知此^ヲ之間或付仮名或読聞之^ニ荒序以下

秘曲云大鼓鞆鼓之説云当家甚深之故実心之所及雖欲授

渡光葛者不入心而期明日春福者少年而無其弁愁歎如何

願蒙 三宝大明神御冥助延十年之寿命必欲繼舞

樂之秘事若所願無僻事者^{柱可蒙} 神感矣 (花押)

(一行余白)

保安三年三月卅日賭弓 光則舞之 荒序三帖 入破半帖

依大雨也

天治元年正月廿九日賭弓光則荒序皆悉 笛^{清延} 笙^{時秋}

乱序悉 入破二切

同二年正月十八日賭弓陵王^{光時} 荒序皆悉 入破二切 納ソリ^{樂許}

一鼓^{元政} 大コ^{助貞} 笛^{清延} 笙^{時秋} 正コ^{時秀}

大治二年正月廿日賭弓陵王^{光時} 清延依吹殘樂舞七帖 笛^{清延}

笙^{時秀} 大コ^{助貞} 正コ^{友光} 一鼓^{行貞}

長承元一八月廿二日内裏舞御覽陵王^{光時} 皆悉荒序

八切 次陵王^{光近} 破二切 次則助^{破二切} 三人器量御覽

料也面々殊勝々々

同二年三月六日賭弓陵王荒序八方様可仕之由被仰下仍

於枇杷殿与清延参会舞樂合了然間五帖以下舞^ハ多樂少

陵王^{光時} 樂人一鼓^{則友} 大鼓^{助貞} 笙^{時秋} 笛^{清延} 正コ^{則助} (第十五紙)

同二年三月七日内裏舞御覽陵王^{光則} 乱序如常 破一反

次陵王^{光時} 荒序 又則助入破二切 又陵王^{光近} 同上

一鼓^{元正} 笛^{清延} 笙^{時秋} 大コ^{助貞}

同二年三月廿六日内裏小弓勝負射手殿上人 陵王^{光則} 乱序

如常荒序五帖舞入破二切 樂人元政^{時秋} 打物自余舞人

同三年二月廿日院舞御覽為光則陵王御覽也然而故障

一番 則助破二切 二番 光則同前 三番 光近同前 四番 光時同上

五番 行貞同上但行貞陵王為不足言 樂人元政清延時秋

以下不及注也

同三年後十二月十四日舞御覽 勅定云今日五人荒序可有御覽

云々(マ) 列 申止了 一番 光則 破一切 納ソリ 忠方

二番 光時 破一切 納ソリ 近方 三番 則助 破一切 納 忠時

四番 光近 破二切 納 成方 五番 藤侍從為道 納 源大夫師仲

拔頭 四位少將教長 納 元秋 時高

保延二一正月廿三日舞御覽陵王 光近荒序皆悉 納 忠時成方

笙許 二テ 舞時秋

同二一二月九日舞御覽秦皇七反 荒序 光近 笛 元政

(一行余白) 一 (第十六紙)

(紙背)

(修補奥書)

明治三十年十二月修補之

官幣大社 春日神社

一 (第十六紙裏)

【紙背一】

(聖宣筆)

故判官近真荒序舞事

建曆二一四月八日依院宣於三宮御前在舞 荒序二四八破二切

生年三十六笛宗賢 笙忠秋 大コ家長 一鼓 近久 正コ好節

建保四年六月廿七日内裏舞御覽 閑院殿御台北向 陵王荒序

(第十五紙裏)

(一行余白)

一 (第十四紙裏)

【紙背二】

(荒序二四八說二帖か、以下異筆)

南向 天左腰突 右左(補注一五) 乙打 右足 懸右肩 右足躍 (補注一六)

左同各二度 左左(補注一七) 乙違 天 懸右 天 踏 天

北 向 天 右 披 天 覆 乙打 天 下 上 瞰 向 (マ) 一 (第十三紙裏)

三帖

東向 天 左 覆 乙打 天 右 踏 天 右 膝 折 縮 踏 躍 右 乙 右 足 左 乙 左 足

各_右左足_右撫踏_天 桴并印末天高上_天 右振左同

各三度_{足撫} 右手下_(未詳)□乙打_天 左寄_天 概合_天

朱_(雀力)□儒趨_左 覆乙打_天 踏違披左覆乙以右手

まくりて覆乙_二入_天 腰付_天 上見_(マ)向

四帖

東向_天 寄_天 左手_右 ヲ 披_天 右覆打_{左足} 隨手躍_天

懸左手肩下_{右足踏} 右同_{左足} 各二度左覆乙打_{右足}

右手_(未詳)□乙打右寄_左 左寄_右 桴末久利天_(第十二紙裏)

右手指見_(マ) 右寄退趨_天 右覆乙打_天 腰付_天

上見_(マ)向

五帖
一 (第十一紙裏)

東向大膝卷桴本左覆乙採末_ヲ 桴右手_天

乙下_天 右足引上_天 踏躍_天 從北西向_天 採披_天

左腰付上見_(マ) 三帖舞也

六帖 四帖舞也

七帖

南向右手_ヲ 下_(未詳)□乙打_左 右寄_天 概合_天 朱雀趨次_二

東向_天 左肩懸下西向懸右肩下_右 各二度

右腰付_天 左躍寄_左 右躍寄_右 桴末採_{右手}

桴本採_左 手_右 足係躍跳_天 桴_ヲ 振違_天

從東振_天 至_于本方_右 披_天 合_天 退趨_左 手_右

披腰付_天 上見_(未詳)□

八帖

南向_天 左寄左覆乙_{右足} 右_(未詳)□乙打替_{躍替也}

替高見_(マ) 桴日付如元左覆乙打_天 桴

右腰付睇_天 偏身ふりて伸_天 上見右手

折巽向左手折加_天 高踊坤向かた_(未詳)□

右手下_(未詳)□乙打右寄_右 右_右 概合朱雀儒_(第十紙裏)

趨_天 手合_天 披_天 踏撫_天 北_天 向_天 左覆乙打_天 右手

腰打_天 上見_(未詳)□

(一行余白)

右手ハチ桴末採上下ニふりかへて左覆乙打天玄茂

趨天上見

六帖四帖舞也

七帖三帖舞也

八帖笛六「第六紙裏」

良向左手ヲ披天掌合朱雀儒趨天走留天

左手ヲ披天覆乙打高踊左足懸印肩右膝つく

懸肩桴左膝突殊火急躍居替各二度

其間足踏隨手如大膝卷也桴末ヲ上下替

成天各三度後北向天左覆乙打玄茂走天

朱雀躍片寄コテ右覆乙打居右膝突

(數行余白)

【紙背4】

(聖吉皇筆)

入破半帖舞例保安二年三月卅日賭弓依大雨荒序三切光則舞之(第五紙裏)

(十一行余白)

「(第四紙裏)」

【紙背5】

(以下、狛近真筆)

(「轉第三度舞樣」途中)

下天桴差天北向〇廻伏肘打天左印指天右足下(料紙断ち落としにより見えず)

又左伏肘打天西向左廻右〇手ヲ去肘打加天左足引上天又桴下(引上)宮

指天南向〇廻伏肘打天左印指天右足引上天躍替下(朱筆)

左踊右桴ヲ印上二置由此所二大鼓一落居天(朱筆)

見退三寄依天西廻向天左伏肘打時以右桴打腰伏肘

下天上見 向四方如此舞了左伏肘ヲ持上天南〇桴右(破損)

去肘打天左足引上隨拍子躍下也

【紙背6】

一説

東向天合掌シ天 右見左見天詠詞轉右得土力ヲ

西向左廻合掌シ天 左見右見天詠詞轉左得鞭廻コノ詠本譜ニナシワタクシニ勘也用舍心ニアルヘシ

【紙背7】

口伝云

崎取手者荒序舞時ニ必舞也但御賀〇若君ノ(破損)

(廢力)

陵王被舞^{ニハ}必^ス此手^ヲハ^ハヨシヘマイラスル也左右ノ

ヒンツヲヲ拍子^ニアハセテナツルヲ曲^トスヨクく^{カク}スヘシ

【紙背 8】

一説

北^北向^向阿刀胡兒^{アタクコシ}一説
南^南向^向我採頂雷^{カサイチヤウライ}

南^南向^向胡劍上浪^{ハクケンジョウライ} 初度
北^北向^向吐氣如雷^{ハクキコトシライ} 第二度

「踏石如泥」
フンテイシヤウトンテイ

(一行余白)

【紙背 9】

返蜻蛉手

南向^天左足^ニ書合^天右手^{桴方}下去肘打^目
^(補注二二)左足^{補注二三}□□^(第三紙裏)

左足踏進^天左手合^天披^{左足}一説^{右見天右寄天桴口前引走躍天}右足
踏左跪放時^{左右手破其体如鞠跳}

睥^天翼三依寄^天西廻向^天右伏肘打^天下^天上見^{左膝付}。持上^天左手

指^天合^天披^{右足}睥^天乾三依寄^天東廻向^天左伏肘打^天下^天上見

右桴腰打^天又持上^天右手指^天合^天披^{左足}睥^天良三^{破損}□□^{一説西向}
^(依寄)宮^{南廻}

又此段常舞人不知之
向右伏肘打^天下^天上見^{左腰付}。左手^ヲ左^ヘ下^{左足}右^ヘ下^{右足}

躍違^{右廻}東向^天北違肘右足^{持上由}右手披^{右足}睥^天見南

一寄^{延寄}翼二寄^{火連}北廻向^天左伏^天肘打時以右桴打

撰腰伏肘下^天右見^天早速桴出^二付^天右寄^{右足}書合^天

乾向^天前走左踵立^天左手^ヲ高指^天左膝打^天左^ヘ火

急廻^天良向^天桴右肩懸^南三依寄^天北廻向^天左腰付^右

上見^一(第二紙裏)

桴返了^一(第一紙裏)

(補注一)「足縮」部分、内閣は「足縮」、豊家は「足縮」とする。宮は「右縮躍天」とする。

(補注二)「諸去肘」の「肘」の字、内閣は虫損注記、豊家より補う。

(補注三)「口伝工躍乍居」の「工」字にミセケチして「二」と改む。

(補注四)虫損注記部分、豊家本筆者は「方右足踏天放」と疑問を付す。宮は「方右足踏天」とする。

(補注五)底本破損。豊家による。ただし、内閣「右」、宮は「左伏」。

(補注六)底本破損。豊家による。

(補注七)底本破損。内閣・豊家による。

(補注八)二説部分、豊家による。内閣なし。

(補注九)「諸口乙」部分、口字は未詳。下の影印参照。

「口乙」部分、豊家は「去肘」とする。

(補注一〇)「右口乙」部分、補注九に同じ。

(補注一一)「右口乙」部分、補注九に同じ。

(補注一二)「丁口乙」部分、補注九に同じ。

(補注一三)「一向沙汰之」部分、豊家欠。内閣による。

猪睥^シ(補注九)

右睥^シ(補注一〇)

右睥^シ(補注一一)

丁睥^シ(補注一二)

- (補注一四) 「譜者」部分、内閣は「一之」とする。豊家による。
- (補注一五) 「腰突^{天左}」部分、宮は「腰突^{天左}」とする。
- (補注一六) 「右足^右」部分、宮は「右足^右」とする。
- (補注一七) 「^{足引上懸}」部分、宮は「^{足引上懸}」とする。
- (補注一八) 「右手^天」部分、□字は修補及び汚損により不鮮明。宮は「右手^天」とする。
- (補注一九) 「北向^廻」部分、□字は修補により不鮮明。宮は「北向^{左廻}」とする。
- (補注二〇) 「□□ウツ」部分、□字は破損。宮は「腰打」とする。
- (補注二一) 「南向^廻」部分、□字は未詳。宮は「南向^{左廻}」とする。
- (補注二二) 「目^{左足}」部分、□字は破損。宮は「目懸^{左寄}」とする。
- (補注二三) 「□□」部分、□字は修補により不鮮明。宮は「前走」とする。
- (補注二四) 「桴^天」部分、□字は破損。宮は「桴出^天」とする。